

障害者等の農業体験受入支援事業実施要領

1 目的

農福連携の取組を検討している農業法人等が、試行的に障害者就労施設等の障害者等を受け入れること（おためしノウフク）により、農業分野における農福連携に取り組むきっかけづくりや農福双方のマッチング支援を行う。

2 実施主体

鹿児島県担い手・地域営農対策協議会（以下、担い手協議会）

3 内容

(1) 対象

ア 助成対象

- ・ 障害者就労施設等へ農作業委託をすることを検討している農業法人等が、障害者就労施設等の障害者を受け入れる場合
- ・ すでに障害者就労施設等へ農作業委託を行っている農業法人等が、別の障害者就労施設等から障害者を受け入れる場合

イ 体験者

障害者（障害者就労施設）

ただし、予算の範囲内でひきこもり者や高齢者（これらの方々を支援する施設）も対象とする。

ウ 農業体験の内容

農作業工程の一部（定植、栽培管理（施肥等）、収穫、パック詰め等）

※ 障害者等が体験する農作業の内容については、農業法人等の意向をふまえながら、相手先の障害者就労施設等と調整。

(2) 経費

担い手協議会が予算の範囲内で報償費を負担

※ 報償費は、担い手協議会から受入農業法人等へ支払い

(3) 実施の流れ

各地域ごとに、受入農業法人等と障害者就労施設等を選定し、農業体験に係る諸条件等を調整の上（必要に応じて、かごしま障がい者共同受注センター（以下、受注センター）と連携）、実施する。

ア 受入農業法人等の選定について

担い手協議会会員等から繁忙時期などに労働力確保を希望する農業法人等へ周知

イ 障害者就労支援施設等の選定について

受注センターから紹介を受けた障害者就労施設等、または、担い手協議会会員等が把握している障害者就労施設等（農業技術支援等の実績のある施設、地域で農福連携に取り組んでいる施設等）へ打診。

ウ 農業体験に係る諸条件の調整について

農業法人等の意向をふまえ、受注センター等と連携しながら、障害者就労施設等の可能な農作業や従事時間等を調整する。

※ 地域において、農業法人等と障害者就労施設等の双方が知り合いなど、当事者間で調整が可能な場合は、担い手協議会会員等で支援

エ 実施状況の確認・実績報告について

農業体験を実施する際は、事前に計画書（別紙様式）を作成し、実施後は実績書（別紙様式）をとりまとめる。

※ 担い手協議会会員等において、計画書の作成・報告、また、受入当日の実施状況の確認と実績書の作成・報告の支援

(4) 農業体験等の実施期間

令和6年5月28日から令和7年3月1日まで

(別紙様式)

障害者等の農業体験の受入実施計画（実績）

1 実施日	令和 年 月 日 時から 時
2 受入者 (農業法人等)	法人名等： 代表者（職・氏名）： ※法人の場合 住所：
3 体験者 (障害者施設等)	施設名等： 住所：
4 体験内容 (計画, 実績)	
5 参加者 (計画時見込み, 実績)	(1) 受入者 人 (うち従業員 人) (2) 体験者 施設職員： 人, 施設利用者： 人
6 経 費	(1) 受入者への謝金 3,440円 × 時間 = 円 (2) 体験者(障害者に限る)への謝金 400円 × 人 × 時間 = 円
7 体験後の感想 (実績)	(1) 受入者 ・ ・ ・ (2) 体験者 ・ ・ ・
8 今後の課題 等 (実績)	※今回の取組で良かった点, 改善すべき点などを記入してください。

(予算の目安)

(単位：円)

区分	1ヵ所当予算	内容
報償費	27,520	受入農業法人等への謝金 $3,440円 \times 8時間 = 27,520$ ※(1時間当たり3,400円) × 受入時間で算出。
	9,600	農作業体験として従事した障害者への謝金 $400円 \times 3人 \times 8時間 = 9,600$ ※(1時間当たり400円) × 人数 × 受入時間で算出。
合計	37,120	

※1ヵ所当予算は目安になります。地域の要望状況等によって調整の場合あり
※障害者への謝金については、実績報告時に領収書等を添付いただき、400円
(1人1時間当)を上限に予算の範囲内で支払額を決定します。